

岡山市防火安全協会会則

平成20年4月1日制定

平成29年5月26日改正

平成30年5月25日改正

令和元年5月30日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山市防火安全協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協会の事務を処理するため、岡山市消防局消防総務部予防課に事務局を置く。

(目的)

第3条 本会は、火災及び危険物事故等の災害防止と災害に因る被害の軽減を図るため、消防機関の指導・連携のもとに、自衛消防上必要な知識と技術の研修を行い、防火思想の普及啓発及び危険物施設の安全管理並びに自主防火管理体制の強化を促進し、防火対象物及び危険物施設の事業所の発展と社会公共の安全及び福祉の増進に寄与するとともに会員相互の融和親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の諸事業を行う。

- (1) 災害防止と防火意識の普及宣伝に関すること。
- (2) 危険物取扱いと防火管理等に関する研究及び周知徹底に関すること。
- (3) 危険物取扱者と防火管理者の育成強化のための講習会及び消火技術の向上に関すること。
- (4) 災害予防及び防火管理に係る資料の収集並びに視察研修に関すること。
- (5) 優良防火団体並びに危険物取扱者及び防火管理者等の表彰に関すること。
- (6) 会報など各種資料の作成配布に関すること。
- (7) 救急、救護の知識等の普及に関すること。
- (8) 災害発生時の相互協力に関すること。
- (9) 消防関係書籍、看板等販売に関すること。
- (10) 講習会へ講師団の要請に関すること。
- (11) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第3章 会員

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

防火対象物会員A 収容人員（消防法施行規則第1条の算定基準による。以下同じ。）が100人以上の事業所

防火対象物会員B 収容人員が100人未満で消防法第8条の適用をうける事業所

危険物施設会員 危険物許可施設を所有している事業所（別紙；区分）

賛助会員 本会の趣旨に賛同した事業所又は団体

第6条 協会の目的に賛同し入会を希望するものは、入退会届出書(様式1)を届出なければならない。

2 会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決により退会させることができる。

- (1) 正当な理由なく2年以上会費を滞納したとき
- (2) 協会の名誉を著しく損傷したとき

第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名

副会長6名以内

理事40名以内

監事4名以内

顧問若干名

事務局長1名

(2) 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

補欠選任の場合は、前任者の残任期間中とする。

役員が会員でなくなったときは、役員の職を失う。

第8条 理事・監事は、総会において選任し、会長及び副会長は理事のうちから互選する。

会長は本会を代表し総会を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。理事は事業遂行に関し意見を述べ、又はこれに関して提案及び決議する。

監事は、協会の財産及び会計を監査するとともに、理事会において意見を述べることができる。

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第10条 本会の事務局に事務局長を置く。事務局長は、顧問が推薦する消防局消防総務部予防課員に会長が委嘱する。事務局長は、会の事務を掌理する。事務局には、事務員を置くことができる。事務員の就業規則については別に定めるものとする。

第5章 会議

第11条 本会の会議は、理事会及び総会とする。

第12条 理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する事項

(2) 協議会の事業遂行に関する重要な会務に関する事項

(3) その他、会長において必要と認めた事項

第13条 定期総会は、毎年1回これを開催し、次の事項を審議する。

臨時総会は、必要がある場合これを開催することができる。

(1) 決算及び予算の承認に関すること

(2) 事業計画及び事業報告の承認に関すること。

- (3) 理事会において協会の重要案件とされる会則の改廃に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他会長が特に必要と認めた事項

第14条 会議は、会長が招集し、会議の議長は会長があたる。また会長は、副会長会議等、必要と認める会議を開催することができる。

第15条 会議の議決は出席会員の過半数により決定する。可否同数の場合は、議長がそれを決定する。

第16条 緊急を要し会議を招集するいとまのない場合は、書面により意見をきき会議に代えることができる。

第6章 会計

第17条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

第18条 本会の会費は、次のとおりとする。

防火対象物会員A	年会費	10,000円
防火対象物会員B	年会費	7,000円
危険物施設会員		(別紙のとおり)
賛助会員	年会費	7,000円以上

2 防火対象物会員及び危険物施設会員に両方に該当する会員については、防火対象物会員、または危険物施設会員として算定した額の高額となる方を徴収額とする。

3 途中入会するものは、入会時に年額を納めるものとする。

4 途中退会者に対しては、会費を返戻しない。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 会長は、毎年度に次の書類を作成し、理事会の議決を経て監事に提出しなければならない。

- 収支決算報告書
- 事業の概況報告書

第7章 監査

第21条 監事は、前条の書類を受領したときは、遅滞なくこれを監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

第8章 その他

第22条 協会に次の各号の帳簿を備える。(保存期間)

- (1) 会員名簿(永年)
- (2) 役員名簿(永年)
- (3) 現金出納簿(5年)
- (4) 会議議事録(永年)
- (5) 関係書類綴(5年)

附 則

(施行期日)

- 1 本会則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この会則施行の際、旧「岡山市自衛防火対策協議会（昭和36年11月21日制定）」、旧「岡山市危険物安全協会（昭和27年10月16日制定）」に入会していた会員は、引き続き本会の会員とみなし、会費については、両会に入会していた会員は、防火対象物会員、または危険物施設会員として算定した額の高額となる方を徴収額とする。その他の会員については、従前の額を徴収する。

附 則

本会の会則は、平成29年5月26日から施行する。

本会の会則は、平成30年5月25日から施行する。

本会の会則は、令和元年5月30日から施行する。

様式 1

入退会届出書

年 月 日

岡山市防火安全協会会長 様

岡山市防火安全協会 へ 入会
を 退会 いたします。

事業所住所

事業所名

代表者

電話番号

印